

「蚕糸の森おはよう会」規約

(名称・事務所)

第1条 本会は蚕糸の森おはよう会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会はラジオ体操を通じ、地域の健康と連携を推進することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の目的に賛同するラジオ体操愛好者によって構成する。

2.本会に入会しようとする者は定めの手続きを経て入会する。

(役 員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	広報	若干名
副会長	2名	指導員	若干名
会計	2名	顧問	若干名
総務	2名	監事	1名

2.会長及び監事は総会において選任するものとし、その他の役員は

会長が指名し総会において報告するものとする。

3.役員の任期は2年とし再任を妨げない。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐する。
2. 会計は会費その他の入金を集め、会の経理を担当する。
3. 総務は会の円滑な事業運営を担当する。

4. 広報はイベントなどの場合積極的に行動、助成する。

5. 監事は会計の監査を行う。

(会 議)

第6条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを招集する。

1. 定期総会は年1回開催し、次の事項を審議、承認する。

- | | |
|------------|----------|
| ① 事業、決算の報告 | ③役員の選任 |
| ② 予算の審議決定 | ④その他重要事項 |

2. 役員会は必要なつど開催する。

3. 会議の議決は出席者の過半数とする。

(経 費)

第7条 本会の経費は会費(年会費 1000円)、寄付金、その他の収入を持ってあてる。

2.納入した会費は脱会した場合においても返還しないものとする。

(会計年度)

第8条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

2.監事は毎年3月末日に監査を行い役員会において報告するものとする。

(規約の変更)

第9条 本規約の変更は役員会の決議によるものとする。

(附 則)

第10条 本規約に定めのない事項については役員会がそのつど協議して決定する。

付記： 本会は政治活動、宗教活動には一切関与しない。

2.本規約は平成31年4月26日から施行する。